

岩手県警察本部組織条例及び行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 38 号

岩手県警察本部組織条例及び行政手続条例の一部を改正する条例

(岩手県警察本部組織条例の一部改正)

第 1 条 岩手県警察本部組織条例 (昭和 29 年岩手県条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 警務部 ア～ツ [略] テ <u>留置場</u> に関すること。 ト [略] (2)～(5) [略]	(分掌事務) 第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 警務部 ア～ツ [略] テ <u>留置施設</u> に関すること。 ト [略] (2)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(行政手続条例の一部改正)

第 2 条 行政手続条例 (平成 8 年岩手県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) [略] (4) <u>留置場</u> (警察本部に置かれる人を留置するための施設をいう。) において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) [略]	(適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。 (1)～(3) [略] (4) <u>留置施設</u> において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導 (5)～(10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。